

# 暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

(相談事例から)

賃貸借契約解除の相談～契約者と別人がアパートに居住

## 【相談内容】

アパート経営者から

不動産会社の仲介で母子家庭の親子と戸建て住宅の賃貸契約を結んだ。親子が住み始めて5年くらいしたところから、家賃の滞納が始まったため、賃貸した戸建て住宅の様子を見に行ったところ、契約した母子の姿はなく、暴力団員風の男が一人で住んでいた。

不動産会社に契約者と違う人が居住しているので退去させて欲しいことを相談したところ、

今、住んでいる暴力団員風の男は契約者の夫であった。

契約した母子は、転居していた。

ことが分かり、不動産会社から△月末までに退去するよう申し入れてくれましたが、退去する様子がない。

不動産会社が弁護士に相談してくれましたが

暴力団に強い弁護士が良いだろう

と退去の交渉を引き受けてくれなかったようです。

大事にはしたくないので、このまま不動産会社に任せておくべきなのか、私が直接相手の男と話し合った方が良いのか教示をお願いします。と電話相談があった。

## 【アドバイス】

- 不動産会社が退去要請の話を進めているのであれば、退去期限までの期間様子を見てはどうか。
- 相手は暴力団関係者の可能性がある。
- 貴方が個人で退去要請の交渉をすることは、不測の事態も考えられるので止めるべきである。

○ 毎週水曜日に民暴弁護士による無料法律相談があるので利用してはどうか。

等アドバイスしたところ、後日、

退去要請をしているが相手が応じてくれない。

暴力団の事件に強い弁護士に相談したい

と無料法律相談に訪れ、弁護士に対応を委任した。

## 【結 果】

民暴弁護士がこの案件を受任し、無断で居住している男に対し弁護士から住宅明け渡しの通告を行ったことにより、男は賃貸住宅から退去し解決した。

相手が退去に応じない場合には、裁判所に「建物明渡請求訴訟」を提起することとなりますが、相手が暴力団などの反社会的勢力の関係者の時は、暴力団などを相手とした裁判に慣れている「民暴弁護士」に依頼することが、解決への近道となります。

暴力団等に絡む困り事の相談は、お気軽に暴追センターへ！  
相談無料・秘密厳守です。

相談は面談、電話どちらでも受け付けます。

場 所 岐阜市藪田南5丁目14番地1（藪田分庁舎2の2）

電話番号 058-277-1613

フリーダイヤル（0800）200-8930

## 弁護士による無料法律相談

開催日 毎週水曜日 午後2時から午後4時

場 所 岐阜市小柳町18番地3 暴追センタービル2階

相談は面談、電話どちらでも受け付けます。

電話番号 058-264-6764

※予約優先です。予約は暴追センターで受け付けます。

## 第29回暴力追放岐阜県民大会の縮小開催結果

本年の暴力追放岐阜県民大会は、9月14日新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場を岐阜県警察本部に変更し、暴力追放功労者の表彰式等式典のみを開催いたしました。

～今大会で受賞された皆さま～

- \* 岐阜県知事・岐阜県警察本部長連名表彰
  - ☆ 岐阜駅北地区暴力団排除推進協議会 様
  - ☆ 水谷 晃三 様 (株式会社文溪堂)
  - ☆ 小島 浩一 様 (弁護士)
  - ☆ 堀田 暁之 様 (弁護士)
  - ☆ 高須 昭年 様 (ジーエフシー株式会社)
  
- \* 岐阜県暴力追放推進センター理事長感謝状
  - ☆ 北方自動車学校 様
  - ☆ 小島土木株式会社 様
  - ☆ 株式会社大丸グラフィックス 様
  - ☆ 健栄住宅商事株式会社 様
  - ☆ 加藤土木株式会社 様
  - ☆ 高見 晴夫 様
  - ☆ 安藤 励治 様
  - ☆ 田中 香織 様



## 暴力団排除条例違反で逮捕 ～ 用心棒代の授受

岐阜市八ツ寺町（特別強化地域）にある飲食店（特定接客業）の女性店長は、店長として勤めている飲食店の用心棒代として現金1万円を特定抗争指定暴力

団山口組傘下の暴力団員に渡し、暴力団員は現金1万円を受け取ったことで、女性店長と暴力団員が逮捕されました。

**岐阜県暴力団排除条例**は、本年4月1日に改正され

**特別強化地域**

岐阜市＝柳ヶ瀬・玉宮地区、金津園地区  
大垣市＝大垣駅南地区  
高山市＝高山駅東地区

で

**特定接客業者**

風俗営業、性風俗関連特殊営業  
特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業  
飲食店営業

が

- ・暴力団員から用心棒の役務の提供を受けた場合
- ・暴力団員に用心棒料、みかじめ料を提供した場合

に**特定接客業者**及び**暴力団員**とも

**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

が科せられます。

事業者等が自己の事業に関し、暴力団の威力を利用する目的等で暴力団員等に対し利益を供与することは、県民や事業者が一丸となって暴力団の排除を進めていくことへの裏切りともいえる行為であります。